

(お知らせ)

令和元年6月21日
航空幕僚監部

空自F-2B戦闘機墜落事故の調査結果について

1 事故の概要

- (1) 日時：平成31年2月20日(水)0918頃
- (2) 場所：山口県見島 東方約20Km付近の洋上(訓練空域)
- (3) 機種：F-2B戦闘機
- (4) 概要：第8航空団(築城基地)所属のF-2B戦闘機が訓練空域で1対1での対戦闘機戦闘訓練を実施中、事故機(2番機)が操縦不能状態となり、操縦者2名は緊急脱出し、機体は洋上へ墜落
- (5) 被害：搭乗員2名負傷、F-2B戦闘機の破壊

2 事故の経過

- (1) 対戦闘機戦闘訓練実施中、事故機(2番機)前席操縦者はスロットルを最小出力にして、対抗機(1番機)に向け、左上昇旋回を実施した。
- (2) 前席操縦者は、約90度左旋回後、右旋回への切り返しを行う際、ほぼ直上に機首を上げたため、事故機は機首高で速度を失った異常姿勢となった。
- (3) 前席操縦者は回復操作を試みたものの、事故機は背面姿勢の操縦不能状態に陥った。
- (4) 後席操縦者が操縦を交替し、操縦不能状態からの回復操作を試みたものの、背面状態で体が浮き、操縦桿をマニュアルモードにするスイッチ(MPOスイッチ(Manual Pitch Override Switch))に手が届かなかった。
このため、後席操縦者は前席操縦者にMPOスイッチの操作を指示しようとしたところ、誤って別のスイッチの操作を指示し、有効な回復操作とならず、操縦不能状態が継続した。
- (5) 事故機は操縦不能状態のまま降下し、後席操縦者は緊急脱出を決心し、後席、前席の順に緊急脱出、事故機は洋上に墜落した。

3 事故の原因

- (1) 本事故は、飛行訓練中、操縦者の操縦に起因して事故機が異常な機首高姿勢及びそれに引き続く背面姿勢の操縦不能状態に陥り、その際、適切な回復操作がなされなかったため、操縦不能状態から回復できず、操縦者の脱出後に事故機が海面に衝突したものである。
- (2) 事故機が異常姿勢及びそれに引き続く操縦不能状態に陥ったのは、前席操縦者が飛行諸元及び飛行姿勢を適切に把握しないまま、パワー操作及び操舵を行い、かつ、適切な手順が実施できなかったためと認められる。
- (3) また、事故機が操縦不能状態から回復できなかったのは、操縦を交替した後席操縦者が操縦桿をマニュアルモードにするスイッチ(MPOスイッチ)に手が届かず、また、前席操縦者に対して発したスイッチ操作の指示が誤っており、かつ、前席操縦者もその間違いに気付かず正しい回復手順が実施されなかったためと認められる。
- (4) 本事故の背景として、操縦者のF-2の飛行特性(外装物搭載形態時の飛行特性等)や緊急手順に対する認識が低く、安全を確保するための指導等が不足していた可能性が考えられる。

4 再発防止策

- (1) 飛行特性に係る教育の徹底
 - ア 低速度及び操縦不能状態等における飛行特性
 - イ 外装物搭載形態による飛行特性の違い
- (2) 緊急手順等に関する教育・訓練(シミュレーター訓練を含む。)
 - ア 異常姿勢(低速度状態)及び操縦不能状態からの回復要領
 - イ 緊急脱出手順
 - ウ 緊急事態等における前後席操縦者間の連携要領
- (3) 飛行特性及び操縦者の練度を踏まえた訓練管理
- (4) 後席のMPOスイッチ配置変更等の安全性向上に係る検討